

「新潟市生涯歯科保健計画（第5次）（案）」に 対する市民意見募集の実施結果について

「新潟市生涯歯科保健計画（第5次）（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

平成30年12月20日（木曜）～平成31年1月18日（金曜）

■結果公表日

平成31年2月〇日（〇曜）

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、保健所健康増進課（担当課）、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：2名（提出方法：FAX1、窓口へ持参1）
- ・意見数：5件
- ・案の修正：2件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。（閉庁日、休館日は除きます）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・保健所健康増進課（新潟市総合保健医療センター2階）
- ・各区役所（資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽ一と）

■問い合わせ先

新潟市保健衛生部保健所健康増進課（新潟市総合保健医療センター2階）

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11

電話：025-212-8157 FAX：025-246-5671

E-mail：kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

「新潟市生涯歯科保健計画（第5次）（案）」に対する 市民意見募集に寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	(P.1~2、45) 第1章 新潟市生涯歯科保健計画（第5次）の基本的な考え方、資料編	赤字記載部分の「新潟市歯科口腔保健推進条例」は、12月の市議会で承認可決されたので、資料編に条文を記載してほしい。	ご意見のとおり「新潟市歯科口腔保健推進条例」が平成30年12月28日に公布・施行されましたので、第1章および資料編に記載します。	無
2	(P.21) 第3章 人生の各段階（ライフステージ）の歯科保健の現状と課題	新潟市口腔保健福祉センターは何処にあるのか記載してほしい。	ご意見のとおり、P.22に新潟市口腔保健福祉センターの概要を記載します。	有
3	(P.28) 第4章 新潟市生涯歯科保健計画（第5次）の施策体系	「社会環境の整備で、歯と口の健康づくりがしやすい環境づくりを進めていきます。」とあるが、具体的にはどのようなことをするのか記載してほしい。	具体的な内容は、第5章 施策の展開の【具体的な取組】において、ライフステージごとに記載しております。園児期・学齢期ではP.31の第2項目に園・学校でのフッ化物洗口の実施について、成人期ではP.33の第5項目に健康経営に取り組む企業、事業所等との連携についてなどの内容になります。	無
4	(P.35、37) 第5章 施策の展開	高齢期、要介護者の中のかくりに認知症という言葉が一言もない。この年代では認知症を発症している方も多く意思の疎通という1点でも対応が異なる。別に項目を考えるべきではないか。又、自身の環境の変化から生きることをフェードアウトして口腔内の悪化を招いている方もおりますが心理的な側面もあるため精神科や心理に詳しい方のアドバイスも必要ではないか。	ご意見を踏まえ、P.37【具体的な取組】の第2項目の先頭に「障がいの特性や認知機能の低下など心身の状態に応じた」を追加します。	有
5	(P.39、40) 第5章 施策の展開	園児期、学齢期に歯科健診を行うと治療勧告書が出ているが、評価指標に治療勧告書の回収率について記載がない。なぜ回収できないのか、原因の推察と環境整備によりもっと疾患が軽減されると考える。健診により初期のうちに発見改善できるとよい。	学校・園において歯科健診を実施した際には、治療勧奨通知書を発行しています。治療勧奨については、回収状況を各学校・園で把握し、個々の状況に応じて長期休業前に再度勧奨を行うなどの取り組みを行っています。 なお、本計画においては、国・県等と比較できるよう、歯科健診の診断結果を評価指標としています。	無